平成２４年（フ）第５４号
長野県松本市庄内１丁目６番26号
破産者　株式会社田中五郎商店
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９４号
名古屋市熱田区六野１丁目３番６号
破産者　愛知食肉卸売市場協同組合
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２号
大阪府泉大津市田中町10番７号
破産者　株式会社江頭通商
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７０号
広島市中区江波二本松１丁目２番21号
破産者　ギフトピア株式会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７１号
広島市中区舟入町１番３―901号
破産者　ゲートオン株式会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４号
熊本市中央区上通町５番46号
破産者　有限会社洋装のリリー
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市城辺字福里1792番地３
破産者　宮古島ゲストハウスリゾート株式会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市平良字下里3107番地596　丸富マンション402号室
破産者　宮古ダチョウ有限会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第３８９号
東京都町田市金森1097番地８合掌苑
破産者　鈴木　初枝
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４００号
東京都昭島市緑町４丁目27番５―302号
破産者　清原　正子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５号
愛知県蒲郡市神ノ郷町大宮後38番地の１
破産者　有限会社馬勘商店
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２６８号
京都市伏見区桃山筒井伊賀東町47番地の３
シャトー桃山602号
破産者　有限会社神戸レディース
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
京都府城陽市平川指月58―２田辺ビル２―Ｄ
破産者　トレジャーマーケティング株式会社
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
岡山市北区一宮1222番地
破産者　山脇　憲夫
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６０号
岡山市北区一宮1222番地
破産者　山脇　元子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２１号
岡山市北区原1154番地の２
破産者　有限会社津島建設
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４４号
熊本県下益城郡美里町永富1606番地１
破産者　有限会社村松建設
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３１８号
群馬県前橋市粕川町女渕590番地36、破産手続開始時の住所群馬県前橋市富田町282番地13
破産者　藤沼　利雄
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３０４号
群馬県伊勢崎市連取町1233番地７
破産者　株式会社イーストジャパンスタッフ
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６１０６号
東京都千代田区三番町５―10―402、開始決定時の住所東京都新宿区中町23―１―306
破産者　平尾　直子
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１０５号
東京都豊島区巣鴨３丁目20―１―203、開始決定時の住所東京都豊島区駒込１丁目10―１
破産者　籔谷　浩至
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３４号
札幌市白石区東米里2058番地93
破産者　北泉テック株式会社
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部